

「福岡県伝統工芸品魅力・情報発信事業」
業務委託公募仕様書

1 業務名

「福岡県伝統工芸品魅力・情報発信事業」業務

2 業務の目的

福岡県内の伝統工芸品のファン獲得、産地活性化を目的に、Instagram アカウント（以下、「IG アカウント」という）を活用した県内工芸品産地の魅力・情報発信を行うとともに、IG アカウントのフォロワーを対象とした産地訪問ツアーを実施し、県内工芸品産地の活性化・認知度向上を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) IG アカウント（「福岡伝統工芸ファンクラブ」（仮称））の運営

福岡県内の伝統工芸品の認知度向上及びファン獲得のため、伝統工芸品産地の紹介及びイベント情報を発信する IG アカウントの運営を実施する。

(※) IG アカウントを福岡県の伝統工芸品を応援する人達が集う「福岡伝統工芸ファンクラブ」とみなし、IG アカウントのフォロワーをファンクラブ会員と位置付ける。

①運営について

- ・福岡県公式 IG アカウントの運営を行う。
- ・県内伝統工芸品産地（国指定伝統的工芸品7品目＋県知事指定工芸品36品目）の紹介及びイベント情報を発信すること。
- ・投稿に対する反応を踏まえ、適宜投稿内容や形態等について改善提案を行うこと。
- ・IG アカウントのフォロワー獲得を目的とした広告を実施すること。

②投稿について

ア. 投稿回数

年50回（週1回程度のフィード投稿等）

イ. フォロワー目標

令和6年：2,000人

ウ. 投稿コンテンツの内容について

- ・投稿コンテンツの内容は、前々月末までの各投稿のタイトル（概要）及び取材先を提案することとし、前月15日までに1か月分の投稿内容を提案すること。
- ・投稿は県内伝統工芸品の各産地を可能な限り年1回は取り上げること。
- ・投稿した内容は必ずストーリーズでシェアを行うこと。

エ. 投稿コンテンツに使用する写真・動画の収集について

- ・原則として、投稿に必要な情報や画像は受託者が収集し、すべての投稿について、掲載される施設や被写体へ掲載許可の確認を行うこと。

オ. その他

- ・県内伝統工芸品産地（各産地組合・保存会等）が運営する IG アカウントの投稿については積極的にリポストすること。
- ・フォロワー増加につながる効果的な取組を行うこと。

(2) 産地訪問ツアーの実施

(1) の IG アカウントフォロワー（「福岡伝統工芸ファンクラブ」会員）を対象とした産地訪問ツアーの実施。ツアーの企画、受入産地との調整、参加者の募集・決定、ツアーへの随行等のツアー運営を行うこと。

① ツアー概要

ア. 実施回数

年 4 回

イ. 参加定員

各回 20 名

ウ. 参加条件

(1) の IG アカウントをフォローしていること。

エ. 参加費

参加者より体験料、講師謝金、見学料等の 3,000 円程度を徴収

② ツアー企画

- ・ 県内伝統工芸品産地と調整し、県と協議の上、ツアー内容を決定すること。
- ・ 伝統工芸品の製造工程や歴史を学び、生産者との交流が図れる特別感のある産地訪問型のツアーを実施すること。

(例) 人間国宝氏と会える工房見学、工芸品解説

③ 参加者の募集・決定

- ・ 参加者申込フォーム等を作成し、参加者を募集すること。
- ・ 参加決定した申込者との連絡調整を実施すること。

④ ツアー運営

- ・ ツアーへ随行し、安全なツアー運営を行うこと。

⑤ アンケートの実施

- ・ ツアー参加者へアンケートを配布し、ツアーの効果を測ること。

④ その他

- ・ 県内伝統工芸品産地との連絡調整を実施すること。
- ・ 参加者との連絡調整を実施すること。

(3) 報告業務

① 定期報告

上記の (1) (2) の業務について、実施前に福岡県に協議するとともに、事業進捗や実施結果等について報告すること。

ア. IG アカウントの運営の定期報告について

各月の投稿内容について、翌月 10 日までに下記の内容を報告すること。

- ・ 月末時点のフォロワー数、累計リーチ数、累計エンゲージメント数、累計平均リーチ数、累計平均エンゲージメント数、累計平均エンゲージメント率、各投稿内容（本文、写真）と各投稿のリーチ数。
- ・ エンゲージメント率が高かった記事の投稿内容及び考察
- ・ エンゲージメント率が低かった記事の投稿内容及び考察
- ・ 各投稿へのコメント
- ・ 毎月投稿結果の分析を行い、今後の投稿方針についての考察

イ. 産地訪問ツアーの定期報告について

- ・ 各ツアーの内容について、ツアー実施前に県へ企画案を提案、協議し、承認を受け次第、実施すること。

- ・各ツアーの参加者状況について、ツアー実施前に報告すること。
- ・各ツアー終了後、ツアーの実施報告及び考察を報告すること。

②実績報告

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式任意）を提出して検査を受けること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

5 その他各事業の共通業務

- (1) 現地関係者等との調整を行うこと
- (2) IG アカウムのフォロワー及びツアー参加者との連絡調整を行うこと
- (3) その他、本件事業の業務遂行に関連する業務を行うこと

6 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「企画提案公募要領」を参照の上、提出すること。
- ・提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) IG アカウムの（「福岡伝統工芸ファンクラブ」（仮称））の運営

- ・想定する投稿のテーマ等の企画案について示すこと。
- ・IG アカウムの投稿写真の取材方法について示すこと。
- ・IG アカウムのフォロワーの募集方法、周知方法を示すこと。

(2) 産地訪問ツアーの実施

- ・産地との連絡調整の方法について示すこと。
- ・想定するツアーのテーマや行程、予算について示すこと。
- ・ツアー参加者の募集、周知方法について示すこと。

7 履行期限

令和7年3月31日

8 その他

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成16年12月27日福岡県条例第57号）を遵守しなければならない。

(3) 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。

ただし、事前に文書により福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をす

ることができる。

(4) その他

本委託事業に関する詳細な仕様および本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じる場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、福岡県に報告すること。